

補 足

用語の定義（職業紹介関係）

1 雇用形態、就業形態及び雇用期間関係

（1）雇用形態

以下の表は、雇用期間及び就業形態を組み合わせたもので、本年報における用語は、特に断りのない限り、この雇用形態に関する定義が用いられる。

[各定義の相互関係]

		就業形態	
		一般	パートタイム
雇用期間	常用	一般常用	常用的パートタイム
	臨時	臨時	※一般パートタイム
	季節	季節	臨時的パートタイム
日雇		一般日雇	日雇的パートタイム

全数

※一般及び※一般パートタイムを合わせたものをいう。（新規学卒者は除く。）

（2）就業形態

① 一般

②のパートタイム以外のものをいう。

② パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

(3) 雇用期間

① 常用

雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節を除く。）をいう。

② 臨時

雇用契約において1ヶ月以上4ヶ月未満の雇用期間が定められているものをいう。

③ 季節

季節的な労働需要に対し就労するもの、又は季節的な余暇を利用して一定期間（4ヶ月未満、4ヶ月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

④ 日雇

日々雇用されるか、又は1ヶ月未満の雇用期間を定めて就労するもので、職業紹介関係でいう日雇とは原則として「労働」以外の窓口で取り扱われるものをいう。

2 求人・充足関係

(1) 新規求人数

計上月中に新たに受理した求人数をいう。

(2) 月間有効求人数

「前月から繰り越された有効求人数」と計上月の「新規求人数」の合計をいう。

(3) 前月から繰り越された有効求人数

計上月の前月末日現在において、有効期間が計上月以降にまたがっている求人の未充足である求人数をいう。（有効期限は原則求人を受理した日の2ヶ月後の月末。）

(4) 充足数

自安定所の求人が安定所（自安定所以外の安定所も含む。）の紹介あっせんにより求職者と結合した件数をいう。

3 求職・就職関係

(1) 新規求職申込者数

計上月中に新たに受理した求職申込みの件数をいう。

(2) 月間有効求職者数

「前月から繰り越された有効求職者数」と計上月の「新規求職申込件数」の合計をいう。

(3) 前月から繰り越された有効求職者数

計上月の前月末日現在において、有効期間が計上月以降にまたがっている就職未決定の求職者数をいう。(有効期限は原則求職を受理した日の2ヶ月後の月末)

(4) 紹介件数

計上月中に求職者と求人の結合を図るため、自安定所で行った紹介の件数(他所受理求人への紹介も含む。)をいう。

(5) 就職件数

計上月中に自安定所の求職者が、安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。

(6) 中高年齢者

45歳以上のものをいう。

(7) 新規学校卒業者(新規学卒者)

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校(職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校)において取扱ったものをいう。

(8) 雇用保険受給者

雇用保険の受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給(各種延長給付を含む。)を終了するまでの者をいう。また、高年齢受給資格者、高年齢短時間受給資格者及び特例受給資格者は含まない。